

国際大会派遣選手選考規程

一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟は、国際大会に選手を派遣する際、透明性・公平性を尊重し選手選考規程を次の通り定める。

1. 国際大会として対象となる大会は以下の通りとする。

- (1) IPC パラリンピック競技大会（以下、パラリンピックとする）
- (2) ITTF パラ世界選手権大会（以下、世界選手権とする）
- (3) バータスグローバル大会（以下、グローバルゲームズとする）
- (4) バータスオセアニア・アジア大会（以下、オセアニア・アジア大会とする）
- (5) APC アジアパラ競技大会（以下、アジパラ大会とする）
- (6) ITTF パラアジア地域選手権大会（以下、アジア選手権とする）
- (7) ATTU アジアユース卓球選手権大会（以下、アジアユースとする）
- (8) ITTF パラ国際オープン大会（以下、国際オープン大会とする）
- (9) IPC パラリンピック世界最終予選会（以下、世界最終予選とする）

2. 国際大会の派遣選手の適用期間

国際大会の派遣適用期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

3. 国際大会等派遣選手の要件

国際大会派遣選手は、下記の要件を満たす者の中から選考し派遣する。

- (1) 本連盟の強化指定選手
- (2) 国際大会において、メダル獲得または入賞の可能性のある選手
- (3) 連盟の要請に基づき、強化合宿・国際大会の強化事業に参加できる選手
- (4) 日本代表選手として自覚を持ち、基本的な遵守すべき事項を守る事ができる選手

4. 国際大会派遣選手の選考基準

- (1) パラリンピック代表選手
ITTF PTT が定める選考基準に基づき選考する。
- (2) 世界選手権大会代表選手
ITTF PTT が定める選考基準に基づき選考する。
- (3) グローバルゲームズ大会及びオセアニア・アジア大会代表選手
グローバル大会要項及びオセアニア・アジア大会要項に基づき、強化指定選手の上位選手から選考する。
- (4) アジパラ大会及びアジア選手権大会代表選手

- ① 代表派遣選手数は、原則として男子 3 名、女子 3 名とする。
 - ② アジア選手権および アジアパラ大会開催の直近の全日本選手権大会優勝者を第 1 代表とする。
 - ③ 第 2・第 3 代表は、当該年度の強化指定選手の上位から順に選考する。同ポイントの場合は直近大会（年代別大会を除く）の上位選手とする。
- (5) アジアユース大会代表選手
アジアユース大会要項に基づき、強化指定選手の上位から選考する。
- (6) 国際大会オープン大会代表選手
- ① 連盟は、NT 選手を中心にパラリンピック及び世界選手権の出場に必要とするクレジットポイントとレーティングポイント獲得の為に派遣を行う。但し、NT 候補選手、育成選手、次世代育成選手についてはクレジットポイント獲得 が保証されるものではない。
 - ② パラリンピック開催年 4 月～次期開催前年 3 月迄の 3 年間は強化指定選手順に推薦する。
 - ③ パラリンピック開催前年 4 月～開催年 3 月迄の 1 年間は、パラリンピックの代表権を獲得した選手を優先し、他は、ファストエントリー時の世界ランキング順とする。
 - ④ 全日本選手権大会で優勝し、アジアパラ大会の代表権を獲得した選手は、アジアパラ大会まで優先する。
 - ⑤ 強化指定選手の中でクラス分け審査を完了していない選手には、クラス分けの行われる大会への派遣について考慮する。
 - ⑥ 派遣選手については、大会ごとに通知する。

5. 個人負担参加制度について

- (1) 本連盟の強化指定選手とする。
- (2) 個人負担参加大会と認める大会を公表する。
- (3) 個人負担参加回数は下記の通りとする。
NT 選手 3 回、NT 候補選手 2 回、育成選手 1 回 次世代選手 0 回
- (4) 個人負担参加大会には連盟コーチは帯同しない。
- (5) 個人負担参加選手の渡航の計画・準備は以下の通りとする。
 - ・ 航空券は各自取得する。
 - ・ エントリー費は連盟の請求書に基づいて納入する。
- (6) 個人負担参加選手の帰国報告
 - ・ 帰国後、連盟に結果報告書を提出する。(書式自由)

6. 国際大会参加に関する責任の範囲

- (1) JPC が関係する国際大会は、JPC との連携の中で対処する。
- (2) エントリーや競技上のトラブルに関しては、連盟が日本卓球協会を通じて責任を果たす。
- (3) 国際大会時の事故・ケガ・その他、不可抗力で生じた事態に関しては、保護者及び自己責任とする。
- (4) 連盟コーチは、日本選手団の責任者として連盟と連携を取りながら派遣期間中の活動全般に責任を果たす。
- (5) 母体コーチは日本選手団の一員として連盟コーチに協力し、母体選手の監督者として責務を果たす。

7. 国際大会出場辞退について

- (1) 派遣選手確定後(個人負担参加選手を含む)、自己都合による出場辞退は原則認めない。
- (2) 1次及び2次エントリー後の出場辞退の際は、理由書に大会名・氏名・出場辞退理由を明記し、病気・ケガ等による出場辞退については診断書を当連盟会長宛として強化部長に提出する。
- (3) 理由なく出場辞退した場合は、連盟内のコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会はペナルティーの検討をする場合がある。
- (4) 連盟は、JSC・JPC に関係する国際総合競技大会に補欠選手を選考する。

8. この規定に定めのない項目については理事会で決定する。

附則 この規定は平成 29年11月 7日制定

令和 4年 8月16日 全面改定

令和 4年10月26日 改定

令和 5年 4月 1日 全面改定

令和 6年 3月25日 改定